

# 一刀領談

本紙客員論説委員 下條正男



しもじょう・まさお 長野県出身。国学院大学院博士課程修了。1999年から拓殖大教授を務め、今年3月末で退官。現在は本紙客員論説委員のほか、島根県立大と東海大の客員教授。島根県の第5期竹島問題研究会の座長を務める竹島研究の第一人者。71歳。

韓国では毎年10月を「独島の月」と呼んで、10月25日を「独島の日」としている。島根県の「竹島の日」

を郡に昇格している。 ■「竹島」は「竹嶼」

(2月22日)に対抗する意図からで、10月になると官民を挙げた記念行事が行われる。1900年10月25日、大韓帝国が公布した『勅令第41号』によって独島(竹島)が韓国領になった、と思っているからだ。だが、歴史的に竹島が韓国領であった事実はない。無主の地だった竹島が島根

その際、内部大臣の李乾夏が提出した『請議書』には鬱陵島の範囲が「該島地方は縦八十里、横五十里」と明記されていた。この鬱陵島の境界は1711年、鬱陵島を踏査した朴錫昌が復命した古地図の『鬱陵島図形』に由来するが、そこには独島は描かれていなかった。独島は鬱陵島の属島ではなかったからだ。

牧は鬱陵島の東北に隣接する島項であった。これは、鬱陵郡の行政区域とされた「鬱陵全島、竹島、石島」の中に独島はなかったということだ。それも赤塚が復命した「鬱陵島図」は、韓国側の地図である。その「鬱陵島図」で竹嶼を竹島とし、島項を島牧と表記したのは、李奎遠が高宗の命で1882年に作図した『鬱陵島外図』に依拠するものだからだ。

### ■根拠は近い発音

李奎遠には、鬱陵島の内部を描いた『鬱陵島内図』

が根拠だった。だがそれは臆説である。大韓帝国が編纂した『韓国水産誌』で、鬱陵島の属島として竹嶼と鼠項島(島項)の2島を挙げているからだ。これは「鬱陵全島、竹島、石島」とされた鬱陵郡の行政区域のうち、石島は鼠項島だったということを示している。その事実は1909年刊の『海図306号』(「竹嶼灣至水源端」)から確認できる。そこでは鼠項島を「s o mokun soen」と英文表記しているからだ。これは漢語表記ではなく、韓国語として読むと「牛の項」の意味になる。それに『勅令第41号』の「鬱陵全島、竹島、石島」は全て漢語で表記されている。これは韓国語音で表記された「島項」(鼠項島)を、漢語の石島に直したということだ。それは難しいことではない。鼠項島を反切という手法で読めば、石島(sok u島)となるからだ。石島は島項のことで、独島ではなかったのである。

## 互いの歴史考える日に

県隠岐島司の所管となるのは1905年2月22日。韓国側が島根県の動向に関心を持つのは、54年以来、竹島を不法占拠しているからだ。そこで韓国側が反証として挙げたのが『勅令第41号』である。そこに鬱陵郡の行政区域が「鬱陵全島、竹島、石島」と定められているため、その石島を独島と解釈したのである。

しかし、独島は石島ではなかった。それは『勅令第41号』が公布される4カ月前に実施された日韓合同の鬱陵島(現在の鬱陵島)調査の結果を見れば明らかだ。合同調査には釜山領事館の赤塚正助らが同行し、韓国側からは視察官の禹用鼎が参加した。韓国政府はその禹用鼎の報告を基に『勅令第41号』を公布し、鬱陵島



鬱陵島の東約2\*に竹嶼がある

その事実は領事館補の赤塚が復命した『鬱陵島山林調査概況』でも確認ができる。そこに付けられた「鬱陵島図」には、鬱陵島の他に、竹島と島牧、空島が描かれているだけで、独島は描かれていないからだ。その竹島は、鬱陵島の東約2\*にある竹嶼のことで、島

と、属島を描いた『鬱陵島外図』があった。属島を描いた『鬱陵島外図』に独島が描かれていないのは鬱陵島の属島ではなかったからだ。それを韓国側では、鬱陵郡の行政区域の中の石島を独島と解釈したのである。それも発音が近いというの